

解答例

1 設問 1 (以下、条文数のみは刑事訴訟法)

第 1 S, T 及び U 駐車場 (以下「本件駐車場」という。) 付近に設置されたビデオカメラでの撮影・録画

1 警察は、本件駐車場出入口を画面の中心にとらえているビデオカメラ (以下「出入口カメラ」という。) と、C 社製高級外車 (以下「C 車」という。) を画面の中心にとらえているビデオカメラ (以下「C 車カメラ」といい、出入口カメラと併せて「駐車場カメラ」という。) を設置し、撮影・録画しているところ、かかる捜査は、「強制の処分」(197 条 1 項但書) に該当する可能性がある。「強制の処分は、この法律に特別の定がある場合でなければ、これをすることができない」(同項但書) し、「この法律に特別の定」があったとしても、その「特別の定」の要件を満たしていなければ違法となる。そこで、「強制の処分」の意義が問題となる。

(1) 「強制の処分」とは、「この法律に特別の定」のある逮捕、捜索、差押え等に類するもの、すなわち個人の意思を制圧し、身体・住居・財産等の重要な法益に制約を加える行為を意味すると解する。

(2) 駐車場カメラの設置にあたって、駐車場利用者の承諾は得ていなかつたから、合理的に推認される個人の意思に反し、個人の意思を制圧するものと認められる。

他方、駐車場カメラによる撮影・録画は、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由 (憲法 13 条参照) を制約するものである。しかし、出入口カメラは公道から見える本件駐車場出入口を、C 車カメラは公道から見える C 車を画面の中心にとらえているものであるところ、本件駐車場は、いずれも、屋根のない駐車場であり、だれでも自由に駐車場内に

2

出入りすることが可能であったというのであるから、かかる捜査は、私的領域に侵入されることのない権利 (憲法 35 条参照) を侵害するものではなく、憲法の保障する重要な法益を制約するとはいえない。

したがって、「強制の処分」にはあたらない。

2 そうだとしても、捜査は「必要な」(197 条 1 項本文) 限度でしか許されない。そこで、将来発生する犯罪に関する証拠保全のために撮影・録画を行う場合には、①当該現場において犯罪の発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、②あらかじめ証拠保全の手段・方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、③その撮影・録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われる必要があると解する。

(1) 不審火が発生した P, Q 及び R 駐車場 (以下「現場駐車場」という。) と本件駐車場は、いずれも、B 町内の住宅密集地にあって、多数の木造住宅がこれに隣接していた上、管理人が常駐しておらず、だれでも自由に入り出しができる屋根のない駐車場であり、出火当時、C 車が駐車されていたという点で、その特徴が共通する。また、P 駐車場では平成 19 年 3 月 7 日午前 1 時 10 分ころ、Q 駐車場では同月 16 日午前 3 時 45 分ころ、R 駐車場では同月 21 日午前 2 時 35 分ころに不審火が発生しており、近接した日時に連続して不審火が発生しているから、近日中に、再び不審火が発生する可能性が高い。さらに、焼損した C 車には、いずれも、そのドアに鋭利な金属様の物で付けたと認められる長さ数十センチメートルの複数のひっかき傷があった上、火元の前部バンパー付近からベンジンの成分が検出されているところ、出火した各車両及びその周辺には、自然発火の原因となるようなものではなく、出

3

火前には、ドアのひっかき傷も、前部バンパー付近にベンジンが付着するような事情もなかったというのであるから、いずれの不審火も、ベンジンを用いた放火であるとの疑いが強い。

以上の事実に鑑みれば、①本件駐車場のいずれかで、近日中に、C車を狙った放火事件が発生する相当高度の蓋然性が認められる。

(2) 次に、上記のとおり、現場駐車場で放火が行われたのが深夜の時間帯であることからすると、目撃者等の状況証拠を収集することは極めて困難であるし、本件駐車場は夜間の人通りが極めて少ない上、出入口を除く三方を隣接する多数の木造住宅に囲まれていて、出入口に面した各公道の幅員は5メートル程度であり、犯人に気付かれることなく各駐車場付近に警察官を張り込ませることも極めて困難であった。とすれば、張り込み以外の方法で本件駐車場を監視する必要性があった。

さらに、上記のとおり、放火は、住宅密集地にあり、多数の木造住宅がこれに隣接していた現場駐車場で行われたものであり、同様の特徴を有する本件駐車場でこれが行われた場合にも、人の生命・身体が害されるおそれがあるから、早急に犯人を特定・検挙する緊急性があった。

以上の事実に鑑みれば、②あらかじめ証拠保全の手段・方法をとつておく必要性及び緊急性が認められる。

(3) 最後に、駐車場カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内的人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することが可能であったのだから、上記自由に対する制約の程度が弱いとはいえない。

しかし、その撮影時間は放火が行われる蓋然性が高いと考えられる午前零時から午前5時までの間と限定されていた。また、警察は、撮影当

4

日、各駐車場で撮影・録画したビデオテープを回収し、警察署内で再生して録画した映像を精査し、録画した映像の中に本件捜査上必要なものがなかった場合には、事後に、そのビデオテープを次の撮影に使用して上書き録画することで、不要な映像を消去することとしており、現に、不要な映像は、この方法で消去されていた。そうすると、警察は、上記自由に対する制約が最小限になるよう配慮していたといえる。

以上の事実に鑑みれば、③その撮影・録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われたといえる。

(4) よって、駐車場カメラによる撮影・録画は適法である。

第2 F方2階のベランダに設置されたビデオカメラでの撮影・録画

1 警察は、画面の中心に、甲方玄関ドアから出た直後又は同方に入る直前の人物の公道上の姿をアップでとらえているビデオカメラ（以下「甲方前カメラ」という。）を設置し、撮影・録画しているところ、かかる捜査も、「強制の処分」に該当する可能性がある。

そこで、上記の規範に従い判断するに、甲方前カメラの設置にあたって、甲の承諾も、Dアパートの他の住人や付近住人の承諾も得ていなかつたから、合理的に推認される個人の意思に反し、個人の意思を制圧するものと認められる。

他方、甲方前カメラによる撮影・録画も、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を制約するものである。しかし、甲方前カメラの撮影範囲に甲方の玄関ドア等は含まれておらず、あくまで公道を映しているにすぎないから、かかる捜査は、私的領域に侵入されることのない権利を侵害するものではなく、憲法の保障する重要な法益を制約するとはいえない。

5

したがって、「強制の処分」にはあたらない。

2 もっとも、上記のとおり、捜査は「必要な」限度でしか許されないところ、甲方前カメラは、駐車場カメラの映像と、甲方前カメラの映像を照らし合わせることで、甲と放火犯人の同一性を確認しようとするものである。このような捜査については、①捜査機関において被対象者が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在していたこと、②捜査目的を達成するため、必要な範囲においてなされたこと、③相当な方法によって行われたことが必要と解すべきである。

(1) 上記のとおり、現場駐車場で発生した放火は、発生時期、発生場所、放火対象物、態様の点で類似する。そうすると、これらの放火は、同一犯人による連續放火事件である可能性が極めて高い。また、(i) Q 駐車場付近の住人が、同駐車場における出火前日の同年 3 月 15 日午前 3 時ころ、B 町内に居住する甲が一人で同駐車場内をしばらく歩き回った上で立ち去るのを目撃していたが、甲は同駐車場に駐車区画を賃借していないこと、(ii) R 駐車場付近の住人が、同年 3 月 21 日の出火直後に、R 駐車場から約 200 メートル離れた路上で、甲とよく似た人物が、右手にその容量が 500 ミリリットル程度の瓶を持ち、R 駐車場方向からその反対方向に向かって走り去ったのを目撃していたことに鑑みると、甲には Q 及び R 駐車場での放火事件への関与が疑われる。さらに、甲がアルバイトしているクリーニング店では、同年 2 月中旬以降、染み抜き剤として用いているベンジン 500 ミリリットル入り瓶数本を紛失していたことからすると、甲が放火に用いられたベンジンを入手し得る立場にあった。加えて、甲が、平成 19 年 3 月中旬、友人 E に対し、「確

6

か、R 駐車場には C 社製の車があったよね。」などと話していたことからすると、甲は C 車に関心があったといえる。

以上の事実に鑑みれば、①捜査機関において、甲が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在していたと認められる。

(2) また、上記のとおり、目撃者等の状況証拠を収集することは極めて困難な状況にあったこと、放火により人の生命・身体が害されるおそれがあることに加え、D アパート 1 階にある甲方居室は公道に面しており、甲方玄関ドアから外に出るとすぐに公道であったが、その公道の幅員は約 5 メートルであって、甲に気付かれることなく警察官が張り込んで甲方の人の出入りを監視するのは極めて困難であったことに鑑みれば、②捜査目的を達成するため、必要な範囲においてなされたと認められる。

(3) さらに、最後に、甲方前カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することができたから、上記自由に対する制約の程度が弱いとはいえない。しかし、上記のとおり、その撮影時間が午前零時から午前 5 時までの間に限定されていたこと、不要な映像は消去されていたことに加え、甲方前カメラの撮影範囲には、甲方玄関ドア等は含まれておらず、撮影範囲の横幅は甲方前公道の幅員の約 3 分の 1 であったことに鑑みれば、警察は、ここでも上記自由に対する制約が最小限になるよう配慮していたと認められ、③相当な方法によって行われたといえる。

(4) よって、甲方前カメラによる撮影・録画も適法である。

設問 2

1 建造物等以外放火被告事件（以下「本件被告事件」という。）の犯人は

- 7 甲であるという犯罪「事実の認定」は、証拠能力があり適式な証拠調べを経た「証拠によ」らなければならない（317条）。そして、証拠能力が認められるためには、自然的関連性及び法律的関連性が認められ、証拠禁止に触れないことが必要である。
- 2 まず、自然的関連性とは、証明しようとする事実に対する必要最小限度の証明力があることをいう。ここで、甲は、S駐車場における建造物等以外放火の事実で起訴されているところ、8記載の「甲は…屋根のない駐車場において、無関係の第三者が所有するC社製高級外車のドアに折りたたみ式ナイフで複数のひっかき傷を付けた上、同車両の前部バンパー付近にエンジンを散布してこれに火をつけて、同バンパー付近を焼損したが、公共の危険の発生はなかったという器物損壊事件により…有罪判決を受けたという前科を有していた」という事実は、異種前科であり、証明しようとする事実に対する必要最小限度の証明力すら有しないとも思える。
- しかし、上記甲の前科事実と、本件被告事件の起訴事実は、屋根のない駐車場において、無関係の第三者が所有するC車のドアに折りたたみ式ナイフで複数のひっかき傷を付けた上、同車両の前部バンパー付近にエンジンを散布してこれに火をつけて、同バンパー付近を焼損するという具体的な行為態様の点では極めて類似しており、公共の危険が発生したか否かという抽象的評価の点以外に違いはなく、実質的には同種前科である。
- したがって、自然的関連性は認められる。
- 3 もっとも、このような同種前科による犯人性の立証には、法律的関連性が認められないのではないか。
- 法律的関連性とは、裁判所の心証形成に対して類型的に誤った影響をも

- 8 たらす危険のないことをいうところ、同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生じるなど、その取調べに付随して争点が拡散するおそれもあるから、同種前科による犯人性の立証には、原則として法律的関連性が認められないと解される。もっとも、その理由は、上記のおそれを回避するという政策的なものであるから、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められる場合には、同種前科による犯人性の立証にも法律的関連性が認められると解すべきである。具体的には、⑦前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、⑦それが起訴に係る事実と相当程度類似していることが必要と解する。
- 甲の前科事実は上記のとおりであるところ、屋根のない駐車場は一般的にみられるものであるし、C車は市場に多く流通しているものであると考えられる。また、折り畳み式ナイフで高級車にひっかき傷を付けるという犯罪も多くみられるところであるし、エンジンも、染み抜きの溶剤やカイロの燃料等に用いられるものであって、一般に市販されている。以上の事実に鑑みれば、⑦前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有しているとはいえない。
- したがって、法律的関連性は認められない。
- 4 よって、【事例】8記載の事実は「証拠」にあたらず、これを本件被告事件の犯人は甲であるとの「事実の認定」に用いることは許されない。
- 以上

会員番号 ar 003434

※ 添削オプションをご利用の方は、必ず、会員登録を行ってください。

今回は、「結果的に」この書き方でも間違っていないのですが、こういう書き方をされると、強制処分法定主義=令状主義と誤解しているのではないかという印象を与えるおそれがあります。この2つが別物であることをきちんと理解していることが伝わるような書き方をしましょう。

1項

詫問(1)まず、本件各ビデオ撮影・録画が強制捜査処分(197年但馬)

12該当するが問題となる、といふのも強制処分には法律の根柢がある

2つあるところ、ビデオ撮影が強制処分に当たる場合、立派の作用も立て

3すに行なうとして控訴(218条12項)にまつとまつされ、全状の登付が必ずと

4なうのう、本件218は全状の登付がないのでは違法となると考へられますが

5あふ。

何故その理由付けから が出てくるのか、その論理的関係がよくわかりません。

622強制処分とは強制処分法定主義と強制処分全状主義に根柢で

7必要なあるものであるから、①個人の意思に反して②個人の尊重を

8権利利益に制約を加えて処分であると解す。

910以下これのビデオ撮影について検討する。
11まずは、どういう権利利益が制約されているのかを特定しましょう。また、平成19年当時
12ならともかく、現在ではX線検査(最決平21.9.28)やGPS検査(最大判平29.3.15)という超重要判例があるので、それを意識した
13論述をしましょう。

(a) S.T.し駐車場出入りを撮影した点

14駐車場の出入りは公道から見てても見えてますからであるので、

15矢道上出入りを過了人物の姿を撮影したとしても尊重を妨害する

16制約するものとは いえない。S.T.強制処分には該当しない。

(b) S.T.し駐車場にある(社製高級外車を撮影した点)

17同上

駐車してある(社製外車全体を撮影しているもの)であり、車の周囲

18に近づく人をも撮影するものではあるが、駐車場では不得在地人

19が出入りするので、撮影は公道から見て範囲12以上でしてよいとしてあります

20個人の尊重を権利利益を制約するものではない。さて強制処分には

21該当しない。

(c) 甲方玄関付近を撮影した点

22同上

23甲方玄関付近を撮影していることは、甲方を出入りする人物を撮影する

ものであるが、公道上を撮影していることはないのです。プライバシーの

何条ですか？

要件説明はなく、個人の尊重を指的測定~~を測定~~すたものとはいえない。

5.2 3種類の分には違たまらない。

写真・ビデオ撮影については、最大判昭44.12.24、東京高判昭63.4.1、最決平20.4.15等の超重要判例があるところですから、それを意識した規範を用いたいところです。

(2) 以上より 各ビデオ撮影は性急行為といふことではあるが、性急行為

実例限に許されたものではなく、検査比例の原則が 当該検査を行ふ

必要性・緊急性等を考慮して相当な限度で許容されるものと解す。

以下各撮影について検討す。

あてはめが薄すぎます。他にも拾うべき事実は山ほどあるはずです。

(a) 5. T. し駐場場~~付近~~の出入り付近の撮影

あてはめとは、事実の揭示と評価からなるところ、これは「評価」です。まずは「事実の揭示」をしてください。

撮影開始時点において B町内での駐車場にとめてある C社製高級

外車を对象とした放火が相次いでいることが、今後も B町内

の駐車場に駐められて C社製高級外車への放火が予想される。

C社製外車が駐めてある 5. T. し駐車場出入口を監視すここの

必要性は高いと認められ、また放火の間隔が短いことから、速やかに

監視をする緊急性必要性が高い。このような事情を考慮すれば、各駐車

場の出入り付近を駐車場の管理人と電気会社に許可をとて午前

0時から 5時までの 人通りが少ない時間で放火のなされた時間帯に

限って撮影を行ふことは撮影性を立てるものではある。

他方、こちらは「事実の揭示」しかなされておらず、「評価」がありません。双方ができる部分と片方しかできていない部分が混在しており、非常にちぐはぐな論述といえるでしょう。

(b) 5. T. し駐車場内の C社製外車の撮影(2) 11.2

前述のように B町内での C社製外車への放火が相次いでいることから

すと、各駐車場内の C社製外車に近づく人物を監視する必要性

が高い。この撮影は公園上がり行われており、午前5時から午後1時までの

程度は低いこと、管理人は電気会社の許可を行つてこと、時間帯

を午前0時から 5時まで午後2時まで行つることを考慮すると、C社製外車の

と何が違うのかわかりませんが、何故2つに分けたんでしょう？

1 ここもあてはめが薄すぎます。

2 の所長の許可を得ているが、それでも相違性を立てるのがどうい。

3 52 適法である。

4 観察する必要性が高いなら、張り込みでもすれば良いんじゃないでしょうか？何故「ビデオ撮影」でなければならなかったのでしょうか？

5 (1) 甲方玄関付近を撮影した点

6 捜査の結果、甲に同じ人物が、各放火現場付近で何處か目撃されて

7 いること、甲がアルバイトしているクリーニング店で犯行に使われたのと同一

8 のベンツが消失していること、甲がK駐車場の放火事件の前に

9 技士から(駐輪場に)隣りに駐車していたと話していることを考慮する

10 甲が連続放火事件に関する姉妹が認められ、放火のある午後

11 3時前後の甲の動向を監視する必要性は高いと認められます。

12 53 撮影が公園上(?)にて行われていること、~~隣接~~セラフィオメラ

13 の設置場所の~~の~~の居住者であるYの承認を行っていること、

14 撮影が人通りの少ない午前0時X(?)50分P後で行われていること

15 とも考慮すると、本件撮影は相違性を有するものといえます。

16 同上

17 54 適法である。

18 そもそも同種前科ですか？

19 以上より本件各撮影は全て適法である。

20 本問は何条の何という文言との関係で問題になるのでしょうか？

21 55 (1) 同種前科を犯罪事実の認定に用いることは原則として許されない

22 のが原則である。なぜなら、同種前科が犯罪事実の認定に立ち向かう

23 同種前科が被疑人の悪性移を指認し、それにより、被疑人の犯人物を直接認

24 することになると考えられるから、悪性移による犯人物の立証は定証を根拠の

25 美しいものであり、事実認定のおそれが高く、また被告人側が主張不利

26 益を避けためには争点が法的してしまって考えられるべきである。

27 (2) そもそも上記趣旨がすれば 実証が根拠の主い悪性移の指認を

28 経ずる同種前科が直接に犯人物を指認する場合には例外的

屋根のない駐車場は顕著な特徴でしょうか？C社製高級外車は顕著な特徴でしょうか？ナイフでひっかき傷を付けることは顕著な特徴でしょうか？エンジンを用いた放火は顕著な特徴でしょうか？一つ一つをみているだけでは、とても顕著な特徴があるとはいえないのですが、顕著な特徴があるというなら、もう一押し必要でしょう。

前科を証拠として取り上げて解説する。

具体的には ① 前科の犯罪事実に顕著な特徴があり、② 顕著な特徴が ~~被辯事件の~~ 被告事件の犯罪事実と酷似している場合は

例外的に 前科を証拠とすることも許されるとして解説する。

(3) ここで 甲の前科犯罪事実は 屋根のない駐車場において、対向車の

運転者所有の C社製高級外車のドアにナイフで複数のひき傷を付けて

左後、同車両の前部バンパー付近にハンマーを敲きこして止めた。

殴打するといふものであるところ、C社製の高級外車に火をつけた所には

そのドアに複数のひき傷を付けて、ハンマーで火をつけたといふ

① 顕著な特徴があるといえる。

を肯定するなら当然そうなりますね。

(4) そして駐車場で止めたのも C社製高級外車であること、火をつけた

前後車のドアにナイフで複数のひき傷を付けていたこと、火をつけた

の後ハンマーを用いて止めたことからすると、被告事件の犯罪事実は

② 顕著な特徴に酷似しているといえる。

以上より被告事件において 甲の前科事実を甲の犯人性立証に用いる

ことは例外的に許された。

以上

採点基準

		配点	得点
設問 1	(以下、条文数のみは刑事訴訟法)	[70]	[25]
第 1	本件駐車場付近に設置されたビデオカメラでの撮影・録画		
1	「強制の処分」(197 条 1 項但書)		
(1)	かかる捜査はが「強制の処分」に該当すれば、「この法律に特別の定がある場合でなければ、これをすることができない」(同項但書)し、「この法律に特別の定」があったとしても、その「特別の定」の要件を満たしていなければ違法となることから、「強制の処分」の意義が問題となる旨の指摘	3	1.5
(2)	判例（最決昭 51.3.16, 最大判平 29.3.15 等）・学説を踏まえ、「強制の処分」の意義について論じていること	6	3
(3)	以下のような点を指摘し、かかる捜査が「強制の処分」に該当するかについて検討していること <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場カメラの設置にあたって、駐車場利用者の承諾は得ていなかったこと ・駐車場カメラによる撮影・録画により制約される法益（例：「みだりにその容ぼう等を撮影されない自由」（憲法 13 条参照）等） ・出入口カメラは公道から見える本件駐車場出入口を、C 車カメラは公道から見える C 車を画面の中心にとらえているものであること ・本件駐車場は、いずれも、屋根のない駐車場であり、だれでも自由に駐車場内に出入りすることが可能であったこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>	12	4
2	任意捜査の限界		
(1)	捜査は「必要な」(197 条 1 項本文) 限度でしか許されない旨の指摘	3	1.5
(2)	最大判昭 44.12.24, 東京高判昭 63.4.1, 最決平 20.4.15 等を踏まえて、任意捜査としてのビデオ撮影・録画が適法と認められるための基準について論じていること	6	3
(3)	以下のような点を指摘し、かかる捜査が任意捜査の限界を超えるかについて検討していること <ul style="list-style-type: none"> ・不審火が発生した現場駐車場と本件駐車場は、いずれも、B 町内の住宅密集地にあって、多数の木造住宅がこれに隣接してい 	14	3

	<p>た上、管理人が常駐しておらず、だれでも自由に出入りすることができる屋根のない駐車場であり、出火当時、C車が駐車されていたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P駐車場では平成 19 年 3 月 7 日午前 1 時 10 分ころ、Q駐車場では同月 16 日午前 3 時 45 分ころ、R駐車場では同月 21 日午前 2 時 35 分ころに不審火が発生していたこと ・焼損したC車には、いずれも、そのドアに鋭利な金属様の物で付けたと認められる長さ数十センチメートルの複数のひっかき傷があった上、火元の前部バンパー付近からエンジンの成分が検出されているところ、出火した各車両及びその周辺には、自然発火の原因となるようなものではなく、出火前には、ドアのひっかき傷も、前部バンパー付近にエンジンが付着するような事情もなかったこと ・本件駐車場は夜間の人通りが極めて少ない上、出入口を除く三方を隣接する多数の木造住宅に囲まれていて、出入口に面した各公道の幅員は 5 メートル程度であり、犯人に気付かれることなく各駐車場付近に警察官を張り込ませることも極めて困難であったこと ・駐車場カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することができる可能であったこと ・撮影時間が午前零時から午前 5 時までの間とされていたこと ・警察は、撮影当日、各駐車場で撮影・録画したビデオテープを回収し、警察署内で再生して録画した映像を精査し、録画した映像の中に本件捜査上必要なものがなかった場合には、事後に、そのビデオテープを次の撮影に使用して上書き録画することで、不要な映像を消去することとしており、現に、不要な映像は、この方法で消去されていたこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>		
	※ 将来捜査の可否について検討している場合には、その説得力に応じて、3 点を限度に加点する		
第 2	F 方 2 階のベランダに設置されたビデオカメラでの撮影・録画		
1	「強制の処分」(197 条 1 項但書)		
	<p>以下のような点を指摘し、かかる捜査が「強制の処分」に該当するかについて検討していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲方前カメラの設置にあたって、甲の承諾も、D アパートの他の住人や付近住人の承諾も得ていなかったこと ・駐車場カメラによる撮影・録画により制約される法益 ・甲方前カメラの撮影範囲に甲方の玄関ドア等は含まれていなかったこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と</p>	8	2

	同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する		
2	任意検査の限界		
(1)	<p>最大判昭 44. 12. 24, 東京高判昭 63. 4. 1, 最決平 20. 4. 15 等を踏まえて、任意検査としてのビデオ撮影・録画が適法と認められるための基準について論じていること</p> <p>※ 第 1・2・(2)と同様の基準を示している場合には、4 点を限度に、第 1・2・(2)と同等の点数を与える</p>	6	3
(2)	<p>以下のような点を指摘し、かかる検査が任意検査の限界を超えるかについて検討していること</p> <ul style="list-style-type: none"> Q 駐車場付近の住人が、同駐車場における出火前日の同年 3 月 15 日午前 3 時ころ、B 町内に居住する甲が一人で同駐車場内をしばらく歩き回った上で立ち去るのを目撃していたが、甲は同駐車場に駐車区画を賃借していないこと R 駐車場付近の住人が、同年 3 月 21 日の出火直後に、R 駐車場から約 200 メートル離れた路上で、甲とよく似た人物が、右手にその容量が 500 ミリリットル程度の瓶を持ち、R 駐車場方向からその反対方向に向かって走り去ったのを目撃していたこと 甲がアルバイトしているクリーニング店では、同年 2 月中旬以後、染み抜き剤として用いているベンジン 500 ミリリットル入り瓶数本を紛失していたこと 甲が、平成 19 年 3 月中旬、友人 E に対し、「確か、R 駐車場には C 社製の車があったよね。」などと話していたこと D アパート 1 階にある甲方居室は公道に面しており、甲方玄関ドアから外に出るとすぐに公道であったが、その公道の幅員は約 5 メートルであって、甲に気付かれることなく警察官が張り込んで甲方の人の出入りを監視するのは極めて困難であったこと 甲方前カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することができたこと 甲方前カメラの撮影範囲には、甲方玄関ドア等は含まれておらず、撮影範囲の横幅は甲方前公道の幅員の約 3 分の 1 であったこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>	12	4
設問 2		[30]	[11]
1	問題の所在		
(1)	本件被告事件の犯人は甲であるという犯罪「事実の認定」は、証拠能力があり適式な証拠調べを経た「証拠によ」らなければならぬ (317 条) 旨の指摘	2	0

(2)	証拠能力が認められるためには、自然的関連性及び法律的関連性が認められ、証拠禁止に触れないことが必要である旨の指摘	2	0
2	自然的関連性		
(1)	自然的関連性の意義	3	0
(2)	甲の前科は、形式的には異種前科に当たる旨の指摘	2	0
(3)	甲の前科が、実質的には同種前科にあたるかについて検討していること	4	0
3	法律的関連性		
(1)	法律的関連性の意義	3	0
(2)	最判平 24.9.7 を踏まえて、同種前科による犯人性の立証に法律的関連性が認められる基準について論じていること	6	6
(3)	⑦前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有しているか、⑧それが起訴に係る事実と相当程度類似しているかについて検討していること	8	5
	裁量点	(±10)	(0)
	※ 答案を全体として評価し、論述の緻密さの程度や構成の適切さの程度に応じても点を与える。ある設問について法的思考能力の高さが示されている答案には、別の設問について必要な検討の一部がなく、そのことにより知識や理解が不足することがうかがわれるときでも、そのことから直ちに答案の全体が低い評価を受けることにならない。反対に、論理的に矛盾する論述や構成をするなど、法的思考能力に問題があることがうかがわれる答案は、低く評価する		
合計		[100]	[36]